

2019年8月

日本記録（タイ記録）公認のための手続きについて

（一社）日本知的障害者水泳連盟

平素より、知的障害者水泳の発展・振興のためにご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

昨今、競技レベルの向上に伴い、日本記録が誕生する機会が増えております。日本記録が誕生した場合は本連盟に申請がないと新記録として認められません。日本記録公認にあたり、下記にご留意いただきたくお願い申し上げます。

1. 本連盟（日本知的障害者水泳連盟）が主催、共催、後援を行っている競技会では、記録公認申請の手続きは必要ありません。
2. それ以外の競技会（ただし、日本水泳連盟公認競技会に限る：JASF HPを参照）において日本記録が出た際公認されるためには、大会終了2週間以内に本連盟への申請（大会要項、リザルトの添付）が必要となります。
3. 上記手続きが行われていない場合は、当該大会の記録は本連盟として公認することはできませんのでご注意ください。

以上、よろしく申し上げます。

【申請・問合せ先】

一般社団法人 日本知的障害者水泳連盟

FAX 03-6229-5420

〒107-0052 東京都港区赤坂1-2-2

日本財団ビル4階 パラリンピックサポートセンター内